議　　題

市民関係部課長会議

１　共通番号制度の個人番号カード導入に伴うコンビニ交付実施のお考えは（北名古屋市・稲沢市提出）

【要旨】

（１）個人番号カード導入時期に合わせ、住民票等のコンビニ交付を実施する予定はありますか。各市の実施予定について、次の①～③の中からお選びください。

当市のシステムベンダーより、コンビニ交付実施を考えれば、個人番号カード交付時に、利用者にコンビニ交付用の暗証番号を証明発行システムに登録していただく措置を同時に取った方が良いなどと聞いています。（北名古屋市）

①　同時にコンビニ交付を導入することで計画している。

②　コンビニ交付を将来的に実施したいが、個人番号カード交付時には、とりたてて予定はない。

③　個人番号カードが導入されても、コンビニ交付は予定していない。

（２）（１）で①または②と回答した市について、今後の予定についてご教示ください。（稲沢市）

２　不正取得に係る情報開示について（北名古屋市提出）

【要旨】

情報開示の範囲や不正取得に係る本人通知の運用の仕方等をどのようにされているかを知りたく、次の①～③について、お聞かせ願いたい。

①不正取得による本人通知した場合、どのように対応されていますか(どこまでの内容を本人に告知し、開示要求があった場合どのように対応されていますか)。

（補足説明）

当初、電話での対応と思われますが、相手(本人)から加害者や請求理由等を求められた場合、口頭でどこまでの範囲を伝えているのか、その職務請求書の開示を求められた場合、開示申請書を提出してもらっているか、又は申請書なしで開示できる範囲で見せているか等を教えて欲しい。

②個人情報の開示の中で、自己情報のコントロール権は、どこまで及ぶと解釈されていますか。

（補足説明）

自己情報(個人情報)のコントロール権は、個人が自己に関する情報の流通をコントロールできる権利として確立されつつあり、情報開示の要求ができる範囲とも解釈することができます。

自治体にとっては、逆にどこまでを開示していかなければならないかの課題ととらえることができます。そのため、どこまでを開示できる範囲と考えるかをお聞かせ願います。

③各市町村におかれている情報公開・個人情報保護審査会に、不正取得事件や個人情報開示請求で意見等を求められていますか。

（補足説明）

不正取得者の氏名を本人に通知することは、行政機関が保有する情報の目的外利用になるとされており、一般的には各市町村が個人情報保護条例に基づき、個人情報保護審議会(審査会)に意見を聴いて特別の理由(公益上の理由)があると認められるときに開示できるとされています。

そのため、今回の本人通知を行う際に、審議会(審査会)の意見を踏まえた上で、実施されていますか。また、開示の範囲などの意見も聴くなどして、審議会(審査会)を有効に活用されていますか。

３　その他